

## 役員等の報酬等の総額

○定款第21条の規定により、役員等に支給する報酬等総額を下記のとおりとする。

区分	人数	年総額(最高限度額)
理事	6人	1,000万円以内
監事	2人	30万円以内
評議員	7人	50万円以内

なお、職員兼務理事の職員分の給与は含まない。